

岩手県告示第 193 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 水沢米里線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区岩谷堂字前田 139 番 1 地先内	新	m 12.1~12.0	m 4.0
	旧	10.1~10.0	4.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 久田笹長根線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町六原字蟹子沢 14 番 1 地先内	新	m 16.2~16.1	m 2.0
	旧	12.2~12.1	2.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 釜石住田線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字土倉 298 番 50 地先から 298 番 286 地先まで	新	m 36.0~6.6	m 749.0
	旧	12.5~6.0	675.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 玉里水沢線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

奥州市水沢区佐倉河字後樋 41 番 1 地先内	新	m 17.1~17.1	m 4.0
	旧	15.1~15.1	4.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市猪川町字久名畑 6 番 2 地先内	新	m 55.5~32.5	m 172.7
	旧	46.6~32.5	172.7
大船渡市日頃市町字田代屋敷 73 番 1 地先から字長岩 105 番 2 地先まで	新	27.4~15.5	307.5
	旧	19.4~10.5	307.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで